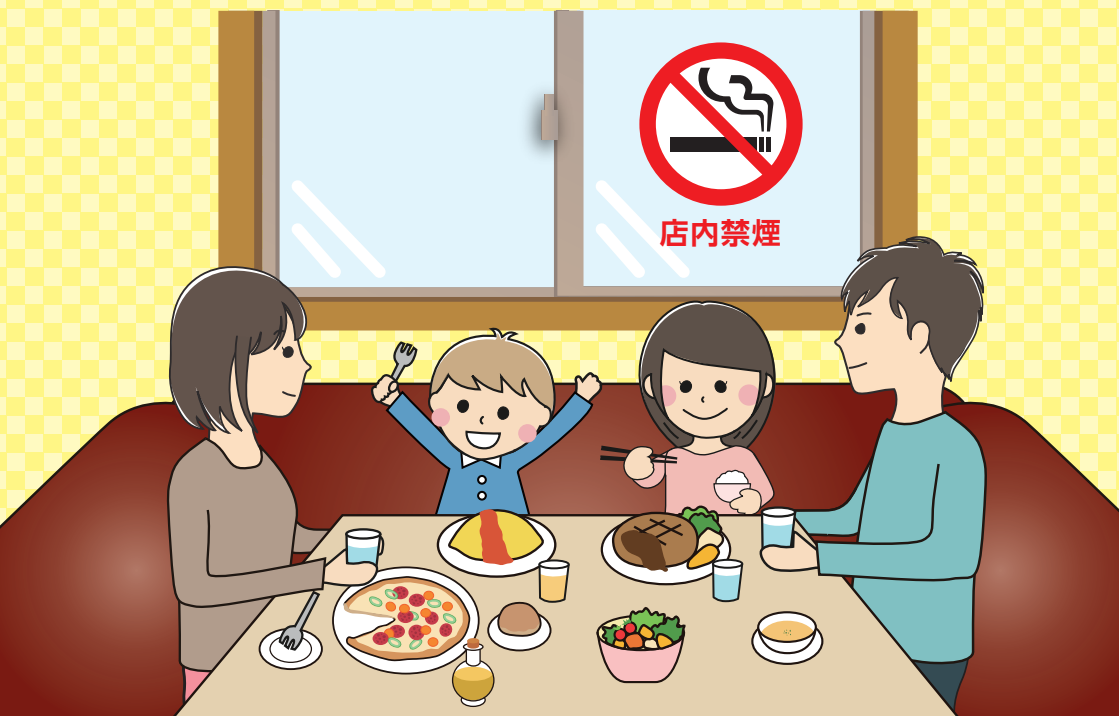


受動喫煙防止対策

# 施設管理者向け ハンドブック

～改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例～  
(第2版)



 東京都福祉保健局

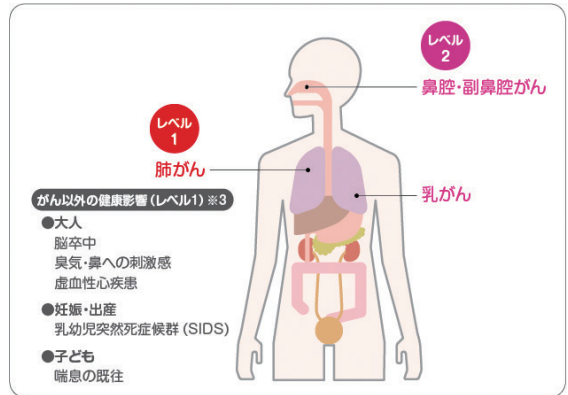


# 1 受動喫煙防止対策の目的

日本では、受動喫煙による年間死亡者数は推定約1万5千人と言われており、受動喫煙は肺がんや虚血性心疾患等、様々な疾患と関連することが明らかとなっています。<sup>1</sup>

自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的として、国及び都では法律や条例で対策を行っています。

たばこを吸う人の周りの人がなりやすいがん（レベル1・レベル2）



\*レベル1 科学的証拠は、因果関係を推定するのに十分である  
レベル2 科学的証拠は、因果関係を示唆しているが十分ではない  
出典/国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センター  
ホームページ「がん情報サービス」

# 2 健康増進法と東京都受動喫煙防止条例

## 改正健康増進法について

改正前の「健康増進法」では、多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずる努力義務を定め<sup>2</sup>、受動喫煙防止の取組を推進してきました。一方、依然として、受動喫煙に遭遇した非喫煙者は多いことがわかっています。<sup>3</sup> こうした経緯を踏まえ、2018年7月、多数の者が利用する施設等の類型に応じて、その利用者に対し、一定の場所以外での喫煙を禁止するとともに、施設等の管理権原者が講ずべき措置等について定める法改正を行いました。

## 東京都受動喫煙防止条例について

2018年6月に成立した「東京都受動喫煙防止条例」は、特に健康影響を受けやすい20歳未満の子供や、受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員を、受動喫煙から守る観点から、都独自のルールを定めています。

本ハンドブックでは、改正法及び都条例に基づき、都内に所在する施設が対応すべき事項について解説します。

- 1 厚生労働省 「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」(2016年)
- 2 健康増進法 第25条 (2003年5月施行)
- 3 厚生労働省 「国民健康・栄養調査」(2017年公表)

## 3 管理権原者等の主な責務

改正法及び都条例において、「管理権原者」とは、所有者等の、施設等の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者をいいます。また、「管理者」とは、管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている者をいいます。

管理権原者・管理者には受動喫煙を防止するための責務があります。

### ■喫煙器具・設備の撤去

喫煙してはいけない場所に、喫煙をするための器具や設備を設置してはなりません。



### ■喫煙者への喫煙の中止等の依頼

喫煙してはいけない場所で喫煙をしている（または喫煙しようとしている）者に対して、喫煙の中止またはその場所からの退出を求めるよう努めなければなりません。



### ■標識の掲示

施設内に喫煙することができる場所がある場合は、喫煙室と、その施設の主な出入口の見やすい場所に、その旨を表示しなければなりません。  
また、飲食店は、店内禁煙の場合も、その旨を表示しなければなりません。



\*都では標識モデルとステッカーを作成します。裏表紙をご覧ください。

### ⚠ 違反した場合

保健所等による指導・助言、勧告・公表・命令、立入検査\*のほか、過料の対象となる場合があります。本ハンドブックに記載の事項を遵守いただきますようお願いいたします。

\*立入検査では、以下の内容を想定しています。立入検査への対応も、管理権原者等の責務です。

- ・受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告を求めること
- ・職員が特定施設等に立ち入り、当該措置の実施状況や帳簿等を検査すること
- ・関係者に質問すること

他の関係省令により、従業員の募集を行う者に対し、当該施設の受動喫煙防止の状況について、募集や求人申込みの際に明示することを義務づけます。

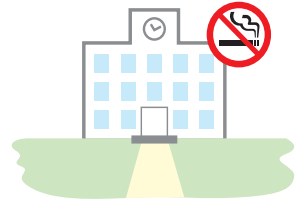
## 4 対象施設の類型

規制の対象となる施設は以下の類型に区分されます。

### 第一種施設

- 敷地内禁煙  
No smoking on premises  
学校、病院、児童福祉施設、  
行政機関の庁舎 など

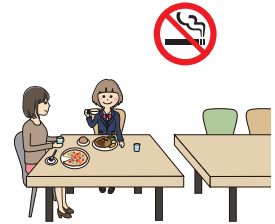
→ P4-5 をご覧ください。



### 第二種施設

- 原則屋内禁煙  
No smoking in the building  
(except in designated areas if any)  
第一種施設及び喫煙目的施設  
以外の多数の人が利用する施設

→ P5-6、8 をご覧ください。



※飲食店は一部取扱いが異なります。

→ P6 をご覧ください。

### 喫煙目的施設

- 喫煙可 Smoking area
  - ・たばこの対面販売をしているなどの一定の条件を満たしたバーやスナック
  - ・たばこ販売店
  - ・公衆喫煙所

→ P7 をご覧ください。



バス、タクシー、航空機、鉄道、船舶 → P8 をご覧ください。

※以下は**規制の対象とはなりません**。ただし、区市町村が独自に喫煙ルールを定めている場合があります。詳しくは、所在地の区市町村にご確認ください。

- ・第一種施設の敷地内を除く屋外\*
- ・住居やベランダ、入居施設の個室等、人の居住する場所
- ・ホテルや旅館の客室、鉄道や船舶の宿泊用の客室

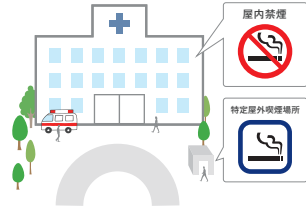
\*施設の屋内とは、①屋根がある建物であり、②側壁が概ね半分以上覆われているものの内部の場所です。これに該当しない場所は屋外とします。

## 5 施設ごとの規制内容

### 1 病院・行政機関の庁舎など

#### ■対象

- ・病院、診療所、助産所、薬局
- ・介護老人保健施設及び介護医療院
- ・難病相談支援センター
- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師または柔道整復師が業務を行う施術所
- ・国及び地方公共団体の行政機関の庁舎  
(行政機関がその事務を処理するために使用する施設)



#### ■規制内容

- ・屋内に喫煙場所をつくることはできません。
- ・屋外に喫煙場所をつくる場合、特定屋外喫煙場所の要件を満たさなければなりません。P9

◎ 2019年7月1日から規制が適用されています。

### 2 大学・児童福祉施設など

#### ■対象

- ・大学 ※大学院のみの施設を除きます。
- ・専門学校
- ・各種養成施設
- ・児童福祉施設\*

\*児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設のほか、障害児通所支援事業(居宅訪問型児童発達支援もしくは保育所等訪問支援のみを行う事業またはこれらのみを行う事業を除く。)、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育施設

- ・母子健康包括支援センター
- ・少年院及び少年鑑別所

#### ■規制内容

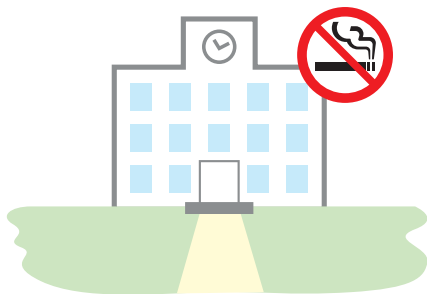
- ・屋内に喫煙場所をつくることはできません。
- ・屋外に喫煙場所をつくる場合、特定屋外喫煙場所の要件を満たさなければなりません。P9

◎ 2019年7月1日から規制が適用されています。

### 3 幼稚園～高校・保育所など

#### ■対象

- ・学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校
- ・児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
- ・その他、これらに準ずるもの（専修学校の高等課程・一般課程、インターナショナルスクール、認定こども園、認可外保育施設 など）



#### ■規制内容

- ・屋内に喫煙場所をつくることはできません。
- ・屋外に喫煙場所をつくらないように努めなければなりません。

◎ 2019年7月1日から屋内の規制が適用されています。  
2019年9月1日から屋外の規制が適用されています。

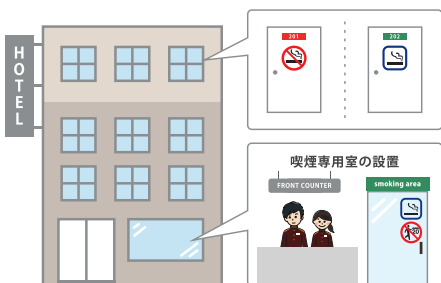
### 4 宿泊施設

#### ■対象

旅館業の施設

#### ■規制内容

- ・屋内の喫煙室は、喫煙専用室 P10 または指定たばこ専用喫煙室 P11 の要件を満たさなければなりません。
- ・屋外は規制の対象外です。ただし、喫煙場所をつくる場合は、受動喫煙を生じさせることがない場所とするように配慮しなければなりません。



#### ■適用除外

旅館業法第2条第1項に規定する旅館・ホテルの客室は、規制を適用しません。

◎ 2020年4月1日から規制を適用します。

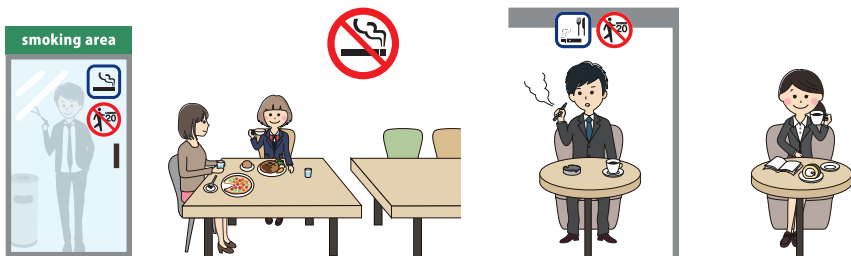
## 5 飲食店 [シガーバー(スナック)は含まない。]

### ■対象

飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設  
※シガーバー(スナック)は P7 をご覧ください。

### ■規制内容

- ・屋内の喫煙室は、喫煙専用室 P10 または指定たばこ専用喫煙室 P11 の要件を満たさなければなりません。
- ・屋外は規制の対象外です。ただし、喫煙場所をつくる場合は、受動喫煙を生じさせることがない場所とするように配慮しなければなりません。



### ■従業員がいない飲食店

以下の①～④すべてを満たした店は、店内の一部または全部を喫煙可能室 P12 とすることが認められています。

- ① 2020年4月1日時点で既に営業している
- ② 施設内の客席部分の床面積が100㎡以下
- ③ 中小企業（資本金の額または出資の総額が5千万円以下）または個人経営
- ④ 従業員\*がいない

★ POINT ④は都独自のルールです。

### \*従業員の定義

労働基準法第9条に規定する労働者

(例) 正社員、契約社員、アルバイト、パートタイム など

※同居の親族のみを使用する事業または事務所に使用される者及び家事使用人を除きます。

**労働基準法第9条** この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

- ◎ 2020年4月1日から規制を適用します。  
2019年9月1日から店内の喫煙状況の店頭表示が義務化されています。  
P14(経過措置)

## 6 シガーバー（スナック）・たばこ販売店等

### ■対象

#### 喫煙を主目的とするバー、スナック等

以下の要件を満たす飲食店

- ① たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしていること
  - ② 「通常主食と認められる食事」\*を主として提供していないこと
- \*（例）米飯類、菓子パンを除くパン類、めん類、ピザパイ、お好み焼きなど

#### 店内で喫煙可能なたばこ販売店

以下の要件を満たす施設

- ① たばこまたは喫煙器具の販売\*（たばこについては対面販売に限る。）をしていること  
\*陳列棚のうち、たばこまたは喫煙器具の占める割合が約5割を超える必要があります。
- ② 設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っていないこと



#### 公衆喫煙所

屋内の全部を専ら喫煙をする場所とする施設

### ■規制内容

- ・ 屋内の喫煙室は、喫煙目的室 **P13** の要件を満たさなければなりません。
- ・ 屋外は規制の対象外です。ただし、喫煙場所をつくる場合は、受動喫煙を生じさせることがない場所とするように配慮しなければなりません。

◎ 2020年4月1日から規制を適用します。

## コラム 複数の施設の類型にまたがる場合の取扱いはいは？

#### 第一種施設内に第一種施設以外の施設がある

施設内すべてに第一種施設の規制を適用します。

（例）大学や病院の施設内に食堂（飲食店）がある場合、食堂スペースも第一種施設の規制を適用します。

※第一種施設と第一種施設以外の施設が併存し、各施設の機能や利用者が明確に異なる場合や各施設が明確に区分されている場合には、それぞれが独立した別の施設として、規制を適用します。

#### 一つの施設内に複数の施設類型が混在している

施設全体は第二種施設に分類します。施設内に第一種施設が存在する場合は、その場所に限り、第一種施設の規制を適用します。

（例）商業ビルの中にクリニックがある場合、ビル全体は第二種施設、クリニックの占有部分は第一種施設の規制を適用します。

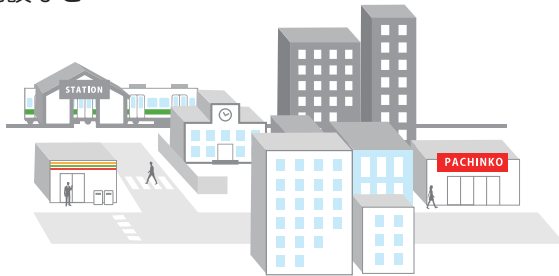


## 7 多数の人が利用する施設（1～6を除く）

### ■対象

2人以上の人が利用する施設

(例) 体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、美容院、娯楽施設など



### ■規制内容

- ・屋内の喫煙室は、喫煙専用室 **P10** または指定たばこ専用喫煙室 **P11** の要件を満たさなければなりません。
- ・屋外は規制の対象外です。ただし、喫煙場所をつくる場合は、受動喫煙を生じさせることがない場所とするように配慮しなければなりません。

◎ 2020年4月1日から規制を適用します。

## 8 バス・タクシー・飛行機・鉄道・船舶

### ■対象

バス、タクシー、旅客機、旅客鉄道\*<sup>1</sup>、旅客船\*<sup>2</sup>

- \*1 鉄道事業法による鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）及び索道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）並びに軌道法による軌道経営者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両または搬器
- \*2 海上運送法による船舶運航事業者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶に限る。）

### ■規制内容

**バス・タクシー・飛行機** 車内（機内）に喫煙場所をつくることはできません。

**鉄道・船舶** 車内（船内）の喫煙室は、喫煙専用室 **P10** または指定たばこ専用喫煙室 **P11** の要件を満たさなければなりません。なお、宿泊用の客室は規制の対象外です。

◎ 2020年4月1日から規制を適用します。

## 6 改正法・条例で定める喫煙できる場所

### ● 屋 外 ●

特定屋外喫煙場所…大学や病院などの喫煙場所

#### ■要件

- ①第一種施設の屋外の場所であること
- ②管理権原者によって禁煙場所と区画されていること
- ③喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示がされていること
- ④施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること（例）建物の裏や屋上など

#### ■吸うことができるたばこ

紙巻たばこ、葉巻、パイプ、水たばこ、加熱式たばこなど たばこ全般

### ● 屋 内 ●

屋内に喫煙室を設置する際は、喫煙室から施設の屋内にたばこの煙が流出しないように、以下の基準を満たした措置を講じる必要があります。

#### ■喫煙室外への煙の流出防止措置（＝技術的基準）

- ①出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が  $0.2 \text{ m/秒}$  以上であること
- ②たばこの煙（加熱式たばこの蒸気を含む。）が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること
- ③たばこの煙が施設の屋外に排気されていること
  - ・施設内が複数の階に分かれている場合は、壁・天井等で区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能です。（＝フロア分煙可）
  - ・従業員がいない等一定の要件を満たした飲食店 **P6** が、喫煙可能室 **P12** として店内を全面喫煙可能とする場合は、②のみ満たす必要があります。
  - ・2020年4月1日に既に存在している建築物等で、管理権原者の責任において責めに帰することができない事由によって技術的基準を満たすことが困難な場合は、一定の経過措置が設けられています。

経過措置では、「たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、上記の技術的基準に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止できること」とされています。

具体的には、相応の機能を持つ脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体が室外（第二種施設等の屋内又は内部の場所に限る。）に排気されることが必要です。

## (A) 喫煙専用室…たばこを吸うためだけの喫煙室

### ■要件

- ①第二種施設または鉄道・船舶 **P3** の屋内の**一部**の場所であること  
★POINT 施設内の全部の場所を喫煙専用室とすることはできません。
- ②専ら喫煙をすることができる場所であること  
★POINT 喫煙専用室内では、飲食等、**喫煙以外のことはできません。**
- ③喫煙室から施設の屋内にたばこの煙が流出することを防ぐための基準（＝**技術的基準**） **P9** に適合していること
- ④喫煙室の出入口の見やすい場所に以下の事項が容易に識別できる標識を掲示すること
  - ・専ら喫煙をすることができる場所である旨
  - ・20歳未満の者の立入りが禁止されている旨
- ⑤施設の主な出入口の見やすい場所に、喫煙専用室が設置されている旨を記載した標識を掲示すること

### ■吸うことができるたばこ

紙巻たばこ、葉巻、パイプ、水たばこ、加熱式たばこなど たばこ全般

### ■運用に当たって守らなければいけないこと

- ・**20歳未満の者を喫煙専用室に立ち入らせてはなりません。**
- ・喫煙専用室を廃止しようとするときは、上記④の標識を除去しなければなりません。
- ・施設内のすべての喫煙専用室を廃止しようとするときは、直ちに、上記⑤の標識を除去しなければなりません。

### ■標識イメージ



## (B) 指定たばこ専用喫煙室…加熱式たばこに限り、吸いながら飲食等ができる喫煙室

### ■要件

- ①第二種施設または鉄道・船舶 **P3** の屋内の**一部**の場所であること  
**★ POINT** 施設内の全部の場所を指定たばこ専用喫煙室とすることはできません。
- ②喫煙をすることができる場所であること  
**★ POINT** 指定たばこ専用喫煙室内では、飲食等、**喫煙以外のこともできます。**
- ③喫煙室から施設の屋内にたばこの煙が流出することを防ぐための基準(= **技術的基準**) **P9** に適合していること
- ④喫煙室の出入口の見やすい場所に以下の事項が容易に識別できる標識を掲示すること
  - ・喫煙をすることができる場所である旨
  - ・20歳未満の者の立入りが禁止されている旨
- ⑤施設の主な出入口の見やすい場所に、指定たばこ専用喫煙室が設置されている旨を記載した標識を掲示すること

### ■吸うことができるたばこ

#### 加熱式たばこのみ

### ■運用に当たって守らなければいけないこと

- ・ **20歳未満の者を指定たばこ専用喫煙室に立ち入らせてはなりません。**
- ・施設の営業について広告または宣伝をするときは、指定たばこ専用喫煙室を設置していることを明らかにしなければなりません。
- ・指定たばこ専用喫煙室を廃止しようとするときは、上記④の標識を除去しなければなりません。
- ・施設内のすべての指定たばこ専用喫煙室を廃止しようとするときは、直ちに、上記⑤の標識を除去しなければなりません。

### ■標識イメージ



## (C) 喫煙可能室…従業員がいない飲食店の喫煙席

### ■要件

- ①従業員がいない等一定の要件を満たした既存飲食店 **P6** の屋内の全部または一部の場所であること
- ②喫煙をすることができる場所であること  
**★POINT** 喫煙可能室内では、飲食等、**喫煙以外のこともできます。**
- ③喫煙室から施設の屋内にたばこの煙が流出することを防ぐための基準(= **技術的基準**) **P9** に適合していること
- ④喫煙室の出入口の見やすい場所に以下の事項が容易に識別できる標識を掲示すること
  - ・喫煙をすることができる場所である旨
  - ・20歳未満の者の立入りが禁止されている旨
- ⑤施設の主な出入口の見やすい場所に、喫煙可能室が設置されている旨を記載した標識を掲示すること
  - ※施設の全部を喫煙可能室とする場合であって、施設の主な出入口の見やすい場所に、既に④の標識が掲示されているときは不要です。

### ■吸うことができるたばこ

紙巻たばこ、葉巻、パイプ、水たばこ、加熱式たばこなど たばこ全般

### ■運用に当たって守らなければいけないこと

- ・所在地の保健所等に届出をしなければなりません。

**届出事項** ①施設の名称・所在地、②管理権原者氏名・住所(法人代表者名・所在地)、③従業員がいないこと

- ・**20歳未満の者を喫煙可能室に立ち入らせてはなりません。**
- ・以下の書類を備え、保管しなければなりません。

**書類の内容** ①施設内の客席部分の床面積に係る資料

- ②会社経営の場合、資本金の額または出資の総額に係る資料
- ③従業員への給料の支出がないことを示す資料

- ・施設の営業について広告または宣伝をするときは、喫煙可能室を設置していることを明らかにしなければなりません。
- ・喫煙可能室を廃止しようとするときは、上記④の標識を除去しなければなりません。
- ・施設内のすべての喫煙可能室を廃止しようとするときは、直ちに、上記⑤の標識を除去しなければなりません。

### ■標識イメージ



⑥ 喫煙できる場所

## (D) 喫煙目的室…シガーバーなどの喫煙ブース

### ■要件

- ①シガーバー(スナック)・たばこ販売店 P7 の屋内の全部または一部の場所であること
- ②喫煙をすることができる場所であること  
★POINT 喫煙目的室内では、飲食等、喫煙以外のこともできます。
- ③喫煙室から施設の屋内にたばこの煙が流出することを防ぐための基準(=技術的基準) P9 に適合していること
- ④喫煙室の出入口の見やすい場所に以下の事項が容易に識別できる標識を掲示していること
  - ・喫煙をすることができる場所である旨
  - ・20歳未満の者の立入りが禁止されている旨
- ⑤施設の主な出入口の見やすい場所に、喫煙目的室が設置されている旨を記載した標識を掲示すること  
※施設の全部を喫煙目的室とする場合であって、施設の主な出入口の見やすい場所に、既に④の標識が掲示されているときは不要です。

### ■吸うことができるたばこ

紙巻たばこ、葉巻、パイプ、水たばこ、加熱式たばこなど たばこ全般

### ■運用に当たって守らなければいけないこと

- ・20歳未満の者を喫煙目的室に立ち入らせてはなりません。
- ・以下の内容を示す帳簿を備え、保存しなければなりません。

帳簿の記載事項 たばこ事業法第22条第1項または第26条第1項の許可に関する情報

- ・施設の営業について広告または宣伝をするときは、喫煙目的室を設置していることを明らかにしなければなりません。
- ・喫煙目的室を廃止しようとするときは、上記④の標識を除去しなければなりません。
- ・施設内のすべての喫煙目的室を廃止しようとするときは、直ちに、上記⑤の標識を除去しなければなりません。

### ■標識イメージ



## 7 施行時期

施行は段階的に行います。★は都条例に基づく事項です。

### 第一段階

#### 2019年1月

- 国及び地方公共団体の責務
- 関係者の協力
- 受動喫煙防止対策の実施、調査研究
- 都、都民、保護者の責務 ★
  - ・都民は、喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について、理解を深め、他人に受動喫煙をさせないように努めなければならない。
  - ・都民は、東京都の行う受動喫煙防止の取組に協力するよう努めなければならない。
  - ・保護者は、子供の健康に受動喫煙による悪影響が及ぶことを未然に防止するよう努めなければならない。
- 配慮義務
  - ・喫煙者は、喫煙をする際は、周りの状況に配慮しなければならない。
  - ・施設の管理権原者やその他管理者は、施設内に喫煙場所を置く際は、受動喫煙が起ることのないよう配慮しなければならない。

### 第二段階

#### 2019年7月1日

- 第一種施設（学校・病院・児童福祉施設など P4-5）の敷地内禁煙

#### 2019年9月1日

- 学校等の屋外を含む敷地内禁煙 ★
- 飲食店内の喫煙状況の店頭表示\* ★

### 全面施行

#### 2020年4月1日

その他すべての事項

#### \*飲食店の店頭表示に関する経過措置

- ・飲食店においては、改正法・都条例の全面施行より前の2019年9月1日から、店内の喫煙状況について店頭表示が義務化されました。
  - ・全面施行時には、喫煙室を設置する場合、その喫煙室は技術的基準 P9 を満たす必要がありますが、2019年9月1日時点では、技術的基準を満たすことが義務化されていないため、**基準を満たしていない喫煙室や分煙エリアが残ることが想定されます。**
- 2019年9月1日から2020年3月31日までの間は、「**店内に喫煙室や喫煙席などがあるか／店内禁煙か**」を店頭に表示してください。

まずは店頭表示から!



# 受動喫煙防止対策関連施策

## ■喫煙専用室等専門アドバイザー

専門家が、喫煙専用室の設置等に際し、電話や実地による相談支援や、環境測定等の調査を行います。ご利用の際は、下記「もくもくぜろ」までお電話ください。

## ■東京都モデル標識の作成、ステッカーの配布

改正法・条例に適合したモデル標識を作成します。また、施設の出入口や喫煙場所に掲示できる標識ステッカーを配布します。詳しくはHPをご覧ください。

受動喫煙防止対策や、改正法・条例に関するお問い合わせは以下の番号まで

もくもくぜろ  
**0570-069690**

月～金（祝日・年末年始除く）9時から17時45分

☆受付時間外は、HPのAIチャットボットをご活用ください！

※相談料は無料ですが、別途通話料がかかります。

## ■経営上の相談やアドバイスを受けたい中小飲食店・宿泊施設への専門家派遣

店内を全面禁煙とするか、喫煙専用室を設置するか等で悩んでいる中小飲食店・宿泊施設に対し、中小企業診断士などの専門家を派遣し、経営面からのアドバイスを行います。ご利用は産業労働局観光部受入環境課（03-5320-4627）まで。

## ■東京2020大会に向けた受動喫煙防止対策支援補助事業

中小飲食店・宿泊施設を対象に、喫煙専用室の設置等に係る経費の補助を行います。お問合せは産業労働局観光部受入環境課（03-5320-4627）まで。

## ■受動喫煙防止対策助成金

厚生労働省では、中小企業事業主が受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行います。ご相談は、東京労働局健康課（03-3512-1616）まで。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※時期によりステッカーの在庫状況や補助金の受付の状況が異なる可能性があります。

東京都福祉保健局ホームページ「とうきょう健康ステーション」

受動喫煙防止対策の最新情報を発信しています。

東京都受動喫煙防止条例

検索



増刷（一部改訂）2019年12月発行 印刷番号（31）293

東京都福祉保健局保健政策部健康推進課 ☎ 03-5320-4361

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

